

# 令和7年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定支援業務 委託仕様書(案)

本仕様書は、「令和7年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定支援業務」を委託するに当たり、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和7年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定支援業務

## 2 業務の目的

世界経済の不透明性が高まる中、より効果的かつ戦略的な施策の展開により県内製造業の振興を図るため、県内製造業企業の海外展開支援の方向性（以下、「方向性」という。）を検討するための企業の声等を含めたデータ収集を行うとともに、方向性を整理する。

また、海外からの対長野県投資を外国地方政府・研究機関・大学・企業等に対して訴求するための資料を作成する。

## 3 業務の実施期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

## 4 業務の内容

受託者は、「県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性の整理」、「県内産業マップの作成」等を行うため、以下に掲げる業務を行うこと。

### (1) 県内製造業企業の海外展開支援の方向性の整理

#### ア 情報収集

受託者は、県内製造業企業（以下、「県内企業」という。）の海外展開支援に関する方向性を検討するため、次の(ア)及び(イ)の情報収集を行うこと。

#### (ア) 県内企業の海外展開に係る方針等に関する情報収集

県内企業の海外展開に係る方針や事業展開等に必要な情報の内容、行政に期待する支援策等を把握するため、以下の方法により情報収集を行うこと。

##### a 県内企業へのヒアリング調査（対面）Ⅰ

受託者は、委託者が指定する県内企業20社に対してヒアリング調査を対面で行うこととし、調査にあたり調査表および訪問スケジュールを作成すること。

なお、ヒアリング先の面談調整は受託者が行うこととし、当該ヒアリング調査は令和7年8月8日までに完了し、5（1）中間報告の内容に反映させること。

##### b 県内企業へのヒアリング調査（対面）Ⅱ

県が実施する県内企業向け海外進出状況調査の結果を基に、海外展開の意欲ある企業20社に対して、ヒアリング調査を行うこと。当該ヒアリング調査結果は、5（2）最終報告の内容に反映させること。

なお、ヒアリング先は協議の上決定することとし、ヒアリング先の面談調整は受託者が行うこと。

#### c 県内企業向けセミナーの開催

県内企業の海外展開に資するセミナーを令和7年12月末日までに1回実施し、セミナーの参加者に対してアンケート調査を行うこと。

なお、開催方式は、対面方式及びオンライン方式を併用することとし、参加者は、100名以上となるよう努めること。

会場、講師の選定など、受託者が提案の上、委託者との協議により決定すること。

#### (i) 県内企業の海外展開支援に繋がる市場等分析に必要な情報収集

受託者は、県内企業の海外展開支援に関する分析を行う上で必要な情報収集を行うこと。

情報収集にあたっては、県内企業の輸出及び海外進出・進出先での事業規模拡大にとって有望な市場や国・地域を整理することを目的に、以下に留意すること。

- ・ 方面別に、経済規模、研究・開発力、市場規模等についてのデータを収集すること。ただし、方面別とは、次のとおりとする。

北米、欧州、東アジア、ASEAN・大洋州、インド、中南米、  
ロシア・中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ

- ・ 収集する情報の選択にあたっては、ア(ア)の内容を反映すること。
- ・ 収集する情報は、オープンデータで入手できる情報のみでなく、通常ではアクセスできない有償データ等も活用することとし、ソース及び収集するデータ量を示すこと。

(参考：検討に資する情報として活用が望まれるデータ例)

- ・ 市場における県内産業の親和性、有望な国・地域別の市場の成長予測及び県内産業・経済への寄与度
- ・ 県内企業の現地生産、第3国経由輸出実態等、直接輸出額に反映されない輸出額及び輸出ルート

#### イ 資料作成

4(1)アで収集した情報をもとに、海外展開支援の方向性を整理した資料を作成すること。

資料の作成にあたっては、以下に留意することとし、概要版も作成すること。

##### (ア) 海外展開支援の方向性の整理

方向性は、ア(イ)の方面別で、「輸出」、「進出・進出先での事業規模拡大」、「対長野県投資誘致」の観点から整理を行うこと。

##### (イ) 分析

世界経済や各国・地域経済、貿易及び投資などの動向と課題にとどまらず、県内経済や企業の動向、特徴、県内企業の主要産業・品目、県が重点的に取り組む分野など県内経済の動向と課題を含めるなどにより、県内企業の海外展開支援に繋がる分析内容とすること。

##### (ウ) 概要版

全体の方向性、方面別の方向性について、それぞれ1枚でまとめた資料を含めること。なお、それぞれの内容に分析を含めること。

##### (エ) 基礎データ集

4 (1) で収集した情報について、基礎データ集としてまとめること。

## (2) 県内産業マップ

### ア 県内産業マップ作成について

受託者は、県が海外からの投資誘致を外国地方政府、企業、大学・公設の研究機関に対して訴求するための「県内産業マップ」を以下に留意の上、作成すること。

#### (ア) 作成する県内産業マップの種類

県内産業マップは以下のとおりとし、それぞれA3 1ページを目安に作成すること。

- a 全体版
- b 半導体関連
- c 自動車部品
- d 通信機器
- e 発酵・保存食品
- f 発電量マップ
- g 水質マップ

#### (イ) 掲載内容

マップについては視覚的に見やすい資料となるよう、掲載方法について工夫し作成すること。なお、受託者が掲載する県内企業、大学・公設の研究機関に対して趣旨を説明の上、掲載の了解を得ること。

aについては、海外展開意欲の強い県内企業、大学・公設の研究機関（以下、「企業等」という。）を100社・機関程度、委託者と協議の上決定し、掲載すること。

b～eについては、海外展開意欲の強い企業等について、それぞれ約20社・機関程度、委託者と協議の上決定し、掲載すること。

それぞれの分野において、発注者と協議のうえ、工程や種類により分類しマップへ掲載すること。

(例：半導体関連であれば、前工程、後工程、素材・資材、製造、検査装置 等)

fについては、県内での発電状況を可視化するため、発電所および発電量について県内マップを1つ作成すること。

県内に存在する水力発電を対象とすること（発注者と協議のうえ、規模の小さいもの（小水力発電等）は除くこととする）。

gについては、県内での工場立地等の参考とするため、水質について県内マップを1つ作成すること。地点は主だった箇所を選定することとし、出来る限り多くの地点をマップへ記載すること。

### イ データブック

上記掲載企業等のデータブックを以下のとおり整理すること。掲載内容については委託者と協議のうえ決定すること。

(ア) 企業等情報（売上高、従業員数、主力製品、強み 等）

(イ) 支援情報（国・県等の支援情報をまとめること）

### ウ デザイン・DTP作業

受託者は、原稿（テキスト、写真、ロゴ等）を基にしたレイアウト作成を行うとともに、委託者に対して、デザインの提案を行うこと。なお、デザイン確定に当たっては、校正を2回行うこととする。

## 5 報告

受託者は委託者に対して以下のとおり業務進捗についての報告を原則、対面で行うこととする。

### (1) 中間報告

令和7年8月18日から22日までの間で委託者が指定する日時及び会場において、素案を報告すること。また、中間報告日の2日前までにデータにて素案を提出すること。

なお、中間報告では、4（1）海外展開支援の方向性の整理（速報版）のみとし、4（2）県内産業マップの報告は不要とする。

### (2) 最終報告

令和8年1月19日から23日までの間で委託者が指定する日時及び会場において、成果品（案）を対面で報告すること。また、最終報告日の2日前までにデータにて素案を提出すること。

なお、最終報告で成果品（案）に対する修正等の意見があった場合は、意見を反映させた成果品を6（3）に定める提出期限までに提出すること。

## 6 成果品の提出

### (1) 成果品の内容及び形式等

本業務の成果品は以下のとおりとする。また、形式については書面、印刷用PDFデータ（校了データ）、デザイン元データ（IllustratorまたはInDesign形式等）で提出すること。

- ア 業務完了報告書（任意様式）
- イ 県内企業（製造業）の海外展開支援の方向性の整理
- ウ 県内産業マップ（投資マップ）及びデータブック
- エ 本業務で収集した情報一式
- オ その他委託者が必要と認めるもの

### (2) 提出場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁5階  
長野県産業労働部産業政策課

### (3) 提出期限

令和8年1月30日（金）

## 7 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 作成物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (3) 受託者は委託者と作業進捗について概ね2週に1回の打合せを行うこと。
- (4) 本業務における成果品のうち公表を伴うものは、記載内容から県内企業が特定されることがないように作成に当たっては留意すること。ただし、掲載・公表について県内企業の同意を得た情報を除く。また、公表する成果品については、発注者と協議し決定すること。
- (5) 個人情報保護法や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、

危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

- (6) 個人情報の保護(取得・保護・管理)については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (8) 本仕様書に記載の業務内容を実施するために必要な一切の費用を委託料に含めること。
- (9) 本業務の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (10) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属すること。

## 8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 4に掲げる業務内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。